

鹿児島工業高等専門学校点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）がその活動の一層の活性化と水準の向上を目指し、個性豊かな魅力ある学校を実現することを目的として行う点検・評価及び評価結果の活用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条の規定に基づき準用する同法第109条第1項及び鹿児島工業高等専門学校学則第2条の規定に基づき、本校における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 自己点検・評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。
- (3) 機関別認証評価 学校教育法第123条の規定に基づき準用する同法第109条第2項の規定に基づく、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価をいう。

(自己点検・評価の評価項目)

第3条 自己点検・評価の評価項目は、次に掲げる方針及び評価事項を参考に定める。

- (1) 本校のミッション
- (2) 本校のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー
- (3) 独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標・計画を達成するために必要とする評価事項
- (4) 機関別認証評価における評価事項
- (5) 外部評価委員会における評価事項

(自己点検・評価の実施)

第4条 自己点検・評価は、前条に定める評価項目について毎年度実施するものとする。

2 校長は、自己点検・評価の結果について、外部評価を受けるものとする。

(委員会)

第5条 第2条各号に定める点検・評価については、自己点検・評価委員会が企画、立案及び実施を行うものとする。

(評価結果の報告及び公表)

第6条 自己点検・評価委員会委員長は、自己点検・評価、外部評価及び機関別認証評価の結果を校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の評価結果を運営会議等において報告するとともに、刊行物、ホームページ等によって公表するものとする。

(評価結果の活用)

第7条 校長は、前条の評価結果に基づき、改善が必要と認めた事項については、その改善に努めなければならない。

2 校長は、前項の評価結果を受け、関係する組織、委員会等に対し、改善策の検討を要請する。

3 改善策の検討を要請された組織、委員会等は、改善案を作成し、校長に提出する。

4 校長は、前項の改善策の提出を受け、実施後の成果、対応等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第8条 本校の点検・評価に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本校の点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 13 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 7 日から施行する。